京都生活協同組合 理事長 小林 智子 様

京都市長 桝 本 賴 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について(通知)

平成19年3月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について,大規模小売店舗立地法 (以下「法」という。)の規定により,下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)コープ伏見醍醐 京都市伏見区醍醐新開11 - 13他
- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配意するとともに,大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成17年経済産業省告示 第85号)(以下「指針」という。)を勘案し,届出書類を総合的に検討したところ,当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し,市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

今後は,法第10条に規定するところにより,また,周辺の状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が生ずる場合にあっても,周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮を行い,当該大規模小売店舗を維持運営するよう留意することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況(立地状況等)

当該商業施設の建設予定地は,都市計画法上の準住居地域及び第一種中高層住居専用地域にあたる。

周辺の状況は,北側に店舗及び駐車場,東側は住居,西側は外環状線を隔てて集合住 宅及び診療所等があり,南側は道路を隔てて住居等がある。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において,営業時間や定休日について, 車椅子利用者のトイレ設備や店内の通路幅について,搬入車両の経路について等の意見 が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

指針に基づき,今回の出店計画を検討した。

(1)駐車場及び来店客の経路設定について

駐車場の設置(収容台数)については,指針台数を上回る台数を確保しており,収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられ,運営計画においても適正な配慮がなされていると判断される。

また,経路設定についても左折入出庫を徹底する旨を表明していることから,周辺の地域に与える影響は少ないと判断される。

(2) 駐輪場について

駐輪場の設置(収容台数)については,京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を確保しており,収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。 また,運営計画においても適正な配慮がなされていると判断される。

(3)荷さばき施設について

荷さばき施設については,その施設配置,運営計画等について適正な配慮がなされており,周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

(4)騒音について

計画地及びその周辺は,準住居地域,第一種中高層住居専用地域であり,騒音についての等価騒音レベルの予測においては,基準値を下回っていた。

また,前面道路を除く各方向における夜間の最大値についても,基準値を下回っていることから周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

なお、従業員用駐車場が住居に近いことから、特に営業時間外の運用には十分配慮することが望まれる。また、早朝の荷さばきについても、住居に近いことから、 その運用について十分配慮することが望まれる。

(5)廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については,指針に基づく予測によれば,計画の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。施設配置,運営計画,車両経路,リサイクル等についても適正な配慮がなされており,周辺の生活環境への影響は少ないと判断される。

(6)防災,防犯対策への協力及び街並みづくり等への配慮等について

防災対策への協力については,関係機関から要請があった場合,協力できる内容 を行う旨の意思表示がなされている。

また,職員による見回りや営業時間外の施設の施錠等により,防犯及び非行防止に努める旨を表明している。

そのほか,屋外照明等は照明の角度等,周辺環境に影響が生じないよう配慮する 旨を表明している。

これらのことから、周辺の地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。